随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（選挙管理委員会事務局分）（令和6年4月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	選挙管理委員会事務局	228-7875	選挙人名簿システム年間保守点検業務	株式会社ムサシ　大阪支店	7,425,000	R6.4.1	本業務は、選挙人名簿システムの適正な保守を行うことを目的とするものであり、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、選挙人名簿の登録作業や障害発生時の対応等で迅速かつ正確な対応を行うなど、システムの詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 当該システムの設定にかかる詳細な知識等を有しないものが本業務を履行しようとすると、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の長期化などが発生する恐れがあり、選挙人名簿の登録作業に影響を与え、ひいては選挙人の適正な選挙権行使を阻害することに繋がり、結果として市民サービスに多大な不利益をもたらす恐れがある。 以上のことにより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した当該業者以外にないため、随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
2									
3									
4									
5									
6									